

## 輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項

ジェットロの支援を受ける企業（以下「支援企業」といいます。）は、輸出管理等の外為法関連規制に関する下記の特記事項（以下「特記事項」といいます。）を確認のうえ、これに同意、承諾いたします。

### 記

1. 支援企業は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及びこれに基づく輸出貿易管理令、外国為替令等の適用法令（以下「外為法等」という。）に基づく輸出貿易管理に関する関連規制、及び、米国輸出管理規則等の関連する国又は地域の同様の輸出管理規制（※注1）並びに、その他の外為法等の定める規制、及び、関連する国又は地域の同様の規制（以下、総称して「外為法関連規制」といいます。）を十分に理解のうえ、必要な手続きを履践し、自己の責任と判断でこれを遵守します。
2. 支援企業は、外為法関連規制に違反する物品の輸出又は海外への技術の提供可能性、その他、外為法のその他の規制（投資に関する規制を含むが、これに限られない。）に違反する可能性のある場合に、展示会、商談会、ECサイト等での物品の出品又は技術の展示等（以下、総称して「出品」といいます。）を行わず、かつ、情報提供、アドバイス、マッチング、引き合い等のジェットロのサービス（以下「サービス」といいます。）を受けないことを確約します。
3. 支援企業における物品の輸出又は海外への技術の提供が外為法関連規制に違反し、又は違反するおそれがあるとジェットロが判断した場合（事前の確認、チェックのみならず、支援企業の出品及び／又はジェットロのサービス開始後の確認、チェックを含みますがこれに限られません。）には、ジェットロのサービスが受けられないこと、関連する出品ができないこと、ジェットロのサービスが中断又は終了（出品した物が撤去されることやサービスが中断又は終了することを含みますが、これに限られません。）されること、サービス受領及びこれに関連する出品に関する支援企業の登録又は資格等自体がジェットロにより取り消されること、及び／又は、ジェットロのサービス及び関連する出品に関する契約（締結の形式を問わず、口頭又は電磁的方法による契約を含みますが、これに限られません。）がジェットロの意思表示により催告なしに解除されることを確認、承諾します。
4. 前項の規定に定める事項が発生したことにより、支援企業に不利益、費用支出又はその他の損失、損害が生じたとしても、ジェットロは、故意過失の有無を問わず、一切の責任を負わないことを確認します。
5. 支援企業における物品の輸出又は技術の提供が外為法関連規制に違反し、又は違反するおそれがあることで、ジェットロに不利益、費用支出、その他の損失、損害が生じた場合には、ジェットロが支援企業に対しこれを求償することがあることを確認します。



ています（域外適用）。そのため、米国製の部材を日本で加工後、第三国へ輸出する際などにご注意ください（中国等の規制においても、実質的に米国と同様の扱いとなる場合があります）。詳しくは、各国の以下のジェトロウェブサイト及び外国の法令を各自ご参照ください。

※ジェトロウェブサイト

[https://www.jetro.go.jp/world/n\\_america/us/trade\\_02.html](https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/trade_02.html)

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/01/e92a59e82865d470/20210034\\_03.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/e92a59e82865d470/20210034_03.pdf)

以上